

当座勘定規定の一部改定ならびに当座勘定払戻請求書の利用開始について

2025年4月22日

平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

福岡中央銀行では、当座勘定払戻請求書を新設するにあたり、下記のとおり当座勘定規定を一部改定しますのでお知らせいたします。

あわせて、新設する当座勘定払戻請求書を2025年5月19日（月）より利用開始しますのでご案内いたします。

記

1. 当座勘定規定の一部改定について

(1) 当座勘定払戻請求書の新設に伴う変更

改定する規定	当座勘定規定
改定日	2025年5月19日（月）
改定する条項	第7条（2）・（3）・（4）、第12条（1） 第17条（1）、第27条（2）①
内容	払戻請求書を利用した手続きに関する記載を追加（「3.当座勘定規定の改定する条項」参照）

(2) 手形小切手帳の発行停止に伴う変更

改定する規定	当座勘定規定
改定日	2026年4月1日（水）
改定する条項	第8条（5） 第13条
内容	手形・小切手の新規発行停止に関する記載に変更（「3.当座勘定規定の改定する条項」参照）

2. 当座勘定払戻請求書のご利用について

利用開始日	2025年5月19日（月）
入手方法	当座預金の口座開設店の窓口にてお申し付けください。1冊50枚綴りのものを無料でお配りいたします。
利用方法	<p>当座預金の口座開設店で、自社（自身）の払戻にご利用いただけます。小切手のように持参人（第三者）へのお支払いにはご利用いただけません。口座番号が確認できる当座勘定入金帳（別途発行済）をご持参ください。</p> <div data-bbox="587 1839 906 2029"></div> <p>ご持参いただく通帳 ※デザインが異なる通帳がございます</p> <p>当座勘定払戻請求書に口座開設店の店番・口座番号、金額をご記入いただき、届出の印章により記名押印のうえ、窓口にご提出ください。 ご利用に際し、銀行所定の本人確認資料の提示等を求める場合がございます。</p>

3.当座勘定規定の改定する条項（変更箇所のみ記載）

※変更後の規定は、変更日にホームページに掲載いたします。

(1)当座勘定払戻請求書の新設に伴う変更【変更日：2025年5月19日（月）】

変 更 前	変 更 後
<p>7.（手形・小切手の支払い）</p> <p>(2)前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</p> <p>(3)当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p> <p>12.（手数料等の引落とし）</p> <p>(1)当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>17.（印鑑照合等）</p> <p>(1)手形、小切手または諸届書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>27.（保険事故発生時における預金者からの相殺）</p> <p>(2)前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。</p> <p>①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の</p>	<p>7.（手形・小切手等の支払い）</p> <p>(2)前項の支払にあたっては、<u>小切手または手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）</u>があります。</p> <p>(3)当座勘定の払戻しの場合には、<u>小切手または当行所定の払戻請求書（以下、払戻請求書）</u>を使用してください。</p> <p>(4)前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、<u>届出の印章により記名押印のうえ、当座勘定入金帳とともに、口座開設店に提出してください。また、払戻しに際して払戻請求書による払戻しの事実の有無等の確認や当行所定の本人確認資料の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。</u></p> <p>12.（手数料等の引落とし）</p> <p>(1)当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または<u>払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>17.（印鑑照合等）</p> <p>(1)手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>27.（保険事故発生時における預金者からの相殺）</p> <p>(2)前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。</p> <p>①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の</p>

<p>債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、小切手を直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務、または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務からそれぞれ相殺されるものとします。</p>	<p>の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、小切手、または払戻請求書を直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務、または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務からそれぞれ相殺されるものとします。</p>
---	---

(2) 手形・小切手帳の新規発行停止に伴う変更【変更日：2026年4月1日（水）】

変 更 前	変 更 後
<p>第 8 条（手形、小切手用紙） (5)手形用紙・小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>第 13 条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座預金から引落します。</p>	<p>第 8 条（手形、小切手用紙） (5)<u>手形用紙・小切手用紙は発行いたしません。</u></p> <p>第 13 条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。<u>（削除）</u></p>

以 上